

公益社団法人日光市シルバー人材センター一定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日光市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を栃木県日光市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に関する労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のためにこれらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、栃木県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」

第39条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者とする。

(1) 日光市に居住する、原則として60歳以上の者

(2) 健康で働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動を通じて自己の能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

3 特別会員は、センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者

で、理事、監事又は正会員が推薦し、理事会の承認を得た者

4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事会の承認を得た日光市に住所又は事務所がある個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡又は会員である団体が解散したとき。

(3) 1年間以上会費等を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、その総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任又は解任

- (2) 役員の報酬等の額の決定及び役員の報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 会費及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に定められる事項及びこの定款に定める事項
(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の5分の1以上から理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員または特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の総数の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員又は特別会員として当初の決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員又は特別会員は、代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員又は特別会員を代理人として議決権の行使をすることができる。この場合において、代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

2 正会員及び特別会員は、書面又は電磁的方法による議決権を行使することができる場合には、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員又は特別会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第21条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもつて一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところによりセンターの業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定められるところによる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項及び第2項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならぬ。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には予算の範囲内で、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事が職務を行ったときは、総会において別に定める支給の基準にしたがって算出した額によりその費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターと当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、損害賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 前条第3号による場合は理事が、前条第5号による場合は監事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 第2項及び第4項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、その議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第39条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 理事長は、センターの事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、総会において報告するものとする。

3 第1項の書類は、主たる事務所に当該事業年度の末日までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬及び費用弁償等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定により、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第45条及び第46条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第44条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産をその公益認定取り消しの日又はその合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により公益認定法第5条第20号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益認定法第5条第20号に掲げる者に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雜則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、栃木県知事の認可（平成18年3月31日）を経、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日に選任された役員は第13条第1項の規定にかかわらず、その任期は平成20年5月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の代表理事としての理事長は渡辺孝、副理事長は細井京子、業務を執行する理事としての常務理事は高賀茂賢一とする。

附 則

- 1 この定款は平成25年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この定款は平成26年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この定款は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は平成29年6月7日から施行する。

附 則

- 1 この定款は令和6年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この定款は令和7年6月11日から施行する。